

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（※１）（法第３１条第１項）

★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合（法第３１条第２項による申出）は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

（一）誘導基準に適合していることを示す書類を提出する場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）（※２）		4,100円
2. 1 以外の建築物（※３）		
（１）住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16,700円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		37,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		66,500円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		83,500円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		103,000円
（２）非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		13,800円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,100円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		104,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		132,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		165,000円

※１ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

※２ 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分については、一戸建て住宅の手数料額を適用する。

※３ 誘導仕様基準による場合に限り、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
誘導仕様基準以外による場合に限り、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

（二）（一）以外の場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）（※２）		
誘導仕様基準による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		14,300円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		15,100円
仕様・計算併用法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		21,100円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		23,300円
標準計算法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		28,300円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		31,500円
2. 1 以外の建築物（※３）		
（１）住宅部分		
誘導仕様基準による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		26,800円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		46,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		84,800円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		127,000円
仕様・計算併用法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		42,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		70,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		122,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		179,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		213,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		248,000円
標準計算法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		56,800円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		94,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		161,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		231,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		273,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		314,000円
（２）非住宅部分		
モデル建物法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		71,600円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		91,100円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		119,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		193,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		253,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		304,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		357,000円
標準入力法等による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		186,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		234,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		301,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		430,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		531,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		627,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		715,000円